

論文

ロシアにおける記憶法と表現規制 2014-2021

阿曾 正浩

はじめに

以前から多くの国では、歴史や国民的記憶に関する広義の記憶法として、「過去についての集合的表象や共同想起の実践を統制する任意の法」が制定されていた。しかし、20世紀の終わり頃から、西ヨーロッパでは、狭義の記憶法として、「歴史的テーマに関するある一定の意見表明に刑事罰を科す法」が現れるようになった。1990年のフランスの「ゲソー法」に端を発し、その「流行」が全ヨーロッパに及んだことから、狭義の記憶法に批判的なフランスの歴史学者ピエール・ノラは、この現象の起源を「フランス・ヴィールス」と呼んだ（コーボソフ 11-13）。この「ウィルス」は、体制転換後の東欧や旧ソ連の諸国にも波及した。

筆者は、本誌前号でロシアにおける記憶法の制定過程を扱ったので、本稿ではその実施過程を検討する。サンクトペテルブルクにあるヨーロッパ大学教授のイヴァン・クリーラは、2014年8月時点でのロシア記憶法（刑法）の見通しについて、①広く適用される、②選択的に適用される、③機能不全に陥るという3つのシナリオを想定していた（Курилла 4）。ロシア記憶法は、制定から7年以上経過して、どのシナリオに近いと言えるのだろうか。この点を、刑法354条の1と行政的違法行為法20.3条に関する法律家の学説と実際の適用事例を見ることで、明らかにしたい。

1 刑法354条の1

(1) 条項の追加（ナチズムの復権、2014年5月5日制定）

1項：公に行われる、①ニュルンベルク裁判で確定された事実の否定、②同裁判で確定された犯罪の称賛、③第二次世界大戦期のソ連の活動に関する故意の虚偽情報の流布には、30万ルーブル以下もしくは年収2年以下の罰金、または3年以下の強制労働、または3年以下の自由剥奪に処する。2項：上記の行為が、①職務上の地位やマスメディアを用いて行われる場合、②非難の証拠の人為的な作成により行われる場合には、10万ルーブル以上50万ルーブル以下もしくは年収1年以上3年以下の罰金、または5年以下の強制労働、または5年以下の自由剥奪に処する。3項：公に行われる、①祖国擁護の軍事的栄光の日と記念日について明らかな軽蔑を社会に表明する情報の流布、②ロシアの軍事栄光のシンボルの冒瀆には、30万ルーブル以下もしくは年収2年以下の罰金、または360時間以下の義務労働、または1年以下の矯正労働に処する¹。

(2) 学説上の論点

①犯罪化の妥当性

刑法354条の1で規定する行為をそもそも犯罪化し、刑罰を与えるべきかどうかをめぐっては、「刑事責任の確立は正当で適時である」(Мусаев 152)という意見と「社会的危険性を伴わないので刑法で禁止する必要がない」(Дяченко 887)との意見の対立がある。オムスク州の取調官50人と裁判官38人を含む法適用官の意見を調査した共同研究では、裁判官の90%、取調官の96%は刑事責任の確立に否定的だったという。著者たちは、刑法ではなく、行政措置や教育と啓蒙で十分だと考えている(Пестерева 118)。

②「復権 (реабилитация)」

従来、ソヴィエト法やロシア法では、「復権」は、不当な政治弾圧からの名誉回復や違法な損害からの権利回復という意味で用いられてきた。刑法354条の1は、「『復権』という用語が違法行為を意味する唯一の条項」(Мусаев 152)となる。少なくない論者は、「『復権』という用語と刑法354条の1の内容とが矛盾する」(Егорова 495)ことから、この語の使用に否定的で、刑法205条の2で使用されている「公の正当化 (публичное оправдание)」に変更すべきだ(Егорова 501)と主張している。

③「公に行われる (совершенные публично)」(1項、3項)

検察大学編の注釈書は、この概念を、「その内容を公共の場に至らせること(通りで、広場で、競技場で、交通で、多くの人に知られることを予想して)」(Капинус 1346)と説明する。しかし、「正確な基準が欠如している」(Мусаев 153)、「研究は可能だが物議を醸す結果を広めることを不可能にする」(Гаганов)という批判がある。

④「故意の虚偽情報の流布」(1項)

この概念については、「条文の構成と法適用実務に権利と自由の不当な制限がある」(Дяченко 883)とする原則的反対論のほかに、「ソ連とナチスドイツを同様に否定的に評価する純粋な価値判断は訴追できない」(Егорова 499)と限定的な解釈を要求する意見もある。

⑤犯罪の直接の意図(1項)

検察大学編の注釈書は、「ナチズムの復権に関わる行為をし、それを望んでいるという自覚がある」(Капинус 1346)ことを犯罪の意図と説明する。しかし、「法文には〔加害者の〕目的が示されていない」(Пестерева 117)と疑問が出されている。また、「加害者の直接の意図を証明する限界を超えた裁判所の不当な事例がある」(Иванов 86)との指摘もある。

⑥「非難 (обвинения) の証拠の人為的な作成」(2項)

この概念について、検察大学編の注釈書は、「刑法303条『証拠の捏造』を参照せよ」(Капинус 1346)と指示している。別の論者は、306条「誣告」に「告訴 (обвинения) の証拠の人為的な作成」という同一の表現があることを指摘しつつ、立法者の意図が単なる「歴史文書の偽造」にある(Ветошкина 136)と解釈している。既存の条文の表現の安易な借用で、法律家の間にかえって無用の混乱を招いてしまったようである。ここから、「解釈に問題がある」(Мусаев 153)だけでなく、「この文言を削除すべき」(Егорова 501)という意見も出ている。

⑦歴史研究の自由

刑法354条の1は、「研究と議論の分野に侵入し、その発展を妨げる」ので、「歴史研究の自由

を侵害する」(Дяченко 886)と批判されている。このほかに、「故意に虚偽の情報を公に流布しない場合、ソ連に対するいかなる批判や評価にも適用できない」(Егорова 499)、「家庭内での会話中の表現には適用されない」(Левандовская 114)、「法的手続きへのアクセスや引用にまで及ぶべきではない」(Вегошкина 138)として、限定的な解釈を要求する意見もある。さらに、「学術的活動には適用されない」と注記すべき(Егорова 501, Пестерева 118)という提言もある。

⑧全体の評価

「用語の統一の欠如、曖昧な概念の使用、他の犯罪との区別の難しさなどの欠点は、354条の1を適用する可能性を大幅に減らす」(Гаганов)という見通しがある一方で、「歴史の無知で刑事責任を問われることがあるため法的メカニズムに重大な欠陥がある」(Рыжов 381)、「異議とその公の表現に対する一種の刑罰なので刑法から除外すべき」(Дяченко 888)という原則的反対論も根強くある。しかし、科学アカデミー国家と法研究所の権威ある学術誌『国家と法』には、第二著者がモスクワ州行政府テロ・過激主義防止局次長の論文(Дамаскин)を始め、政権の歴史政策に沿ったテーマの論文が時折掲載されている。

(3)適用事例：2014-2019（断りがない場合はИсторияより）

表1 刑法354条の1の司法統計

	年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021.1
354条の1	有罪人数	0	4	2	3	1	1	8	6
1項	無罪	0	0	0	0	0	1	0	0
	有罪	0	1	2	2	0	0	6	5
	罰金	0	1	2	1	0	0	6	5
	強制労働	0	0	0	0	0	0	0	0
	自由剥奪	0	0	0	1	0	0	0	0
3項	無罪	0	0	0	0	0	0	0	0
	有罪	0	3	0	1	1	1	2	1
	罰金	0	0	0	0	0	1	1	0
	義務労働	0	3	0	1	1	0	1	0
	強制労働	0	0	0	0	0	0	0	1

Данные судебной статистикиより作成、2項は0件なので省略、2021年は上半期。

①「ナチズムの称賛」（1項）とされる事例

2015年10月13日、アストラハン州裁判所は、SNSにドイツ軍の写真を投稿した16才の少年に、3万ルーブルの罰金を科した。取調委員会によると、「ポーランド領へのドイツ軍の侵略に肯定的な評価を与えた」からであった。2018年1月24日、アルターイ地方の被告人は、SNSに枢軸国の画像と文章を掲載したことに、1年9ヶ月の強制労働と給与の10%の罰金を科せられた。これらは、ナチズムの称賛と認定された事例であった。

ところが、2016年12月、スタヴロポリ地方裁判所は、S・プルーソフがロシアのある政治家にナチスの制服を着用させた加工写真をSNSに投稿したことに、15万ルーブルの罰金を科した(Шмарасва)。これは、直接の目的がナチズムの称賛ではなく、特定の政治家を批判することであったが、その目的のためにナチズムを利用したことを犯罪とし、罰金も多額であった。

2017年8月4日、ペールミ地方の社会活動家R・ユーシュコフは、SNSに、他人の記事「ユダヤ人よ！『ホロコースト600万人のユダヤ人』という詐欺で得た金をドイツ人に返せ！」を再投稿した容疑A（354条の1）と、自分の記事「見知らぬ人に餌をやるのをやめなさい」を投稿した容疑B（282条：憎悪を刺激する行為）で、起訴された。2018年9月、ペールミ地方裁判所の陪審員団は、5対3で、A無罪、B執行猶予付自由剥奪2年とし、11月に最高裁判所も原判決を支持した。ユーシュコフは、過去にも非ロシア人嫌いの投稿や記事のために3度刑事責任を追及されていた（Курилова）。また、地元メディアの独立系ジャーナリストは、ユーシュコフの通信社が「彼の反ユダヤ主義、異民族排斥および同性愛嫌悪の発言の拡声器となっている」（Калих）と指摘している。354条の1に対する唯一の無罪判決は、このような人物に出されていたのである。その後、ユーシュコフは、違法な起訴に対する損害賠償を求めて、ホロコースト犠牲者600万人を引き合いに出して600万ルーブルを国に請求した。2020年1月21日、レーニンスキイ地区裁判所は、国に5万ルーブルの支払いを命じたが、ユーシュコフは控訴した。2020年5月27日、ペールミ地方裁判所の法廷で、地方検察庁は、ユーシュコフの要請で違法な起訴に対して公式に謝罪した（Калих）。

②「虚偽情報の流布」（1項）とされる事例

2014年12月、B・ルズギーンがSNSに「共産主義者たちとドイツが共にポーランド領を侵攻し、第二次世界大戦が始まった」という記述のある他人の記事を再投稿した。2016年6月30日、ペールミ地方裁判所は司法鑑定を行なった上で罰金20万ルーブルを科した。9月1日、最高裁判所は原判決を支持した。ルズギーンは罰金を支払わず、2016年末にロシアを去り、チェコに亡命申請をした（その後却下された）。2017年に、彼の弁護士が、本人に代わって欧州人権裁判所に申立てを送り、受理された。2017年9月26日、欧州人権裁判所は、ロシア政府に質問状を送った（Cova 2016, 2017）。しかし、その後進展がなく、いまだに判決が出ていない。

2017年3月、マガダーン市の生物学研究所研究員のI・ドラゴイーは、SNSでジューコフを「略奪者」、トハチェフスキーを「死刑執行人」等と記載したことで、起訴された（Весьма 2018/2/6）。事後報道もないまま、2021年2月、ドラゴイーは65歳で亡くなった（Весьма 2021/2/19）。

2017年11月16日、カールガ地方裁判所は、I・リュブシーンがSNSで1939年プレストでの独ソ合同軍進行やソヴィエト兵の戦争犯罪と軍事命令の誤りに言及したことに、40万ルーブルの罰金を科した。2018年1月17日、最高裁判所は原判決を支持した。

2018年秋、プログラマーのK・イシュートフは、プーチンがロシア人を扱うよりも第三帝国がソ連人を扱う方がましだとSNSに投稿した件で起訴された。その後、彼のパソコンから児童ポルノ映像が「発見」され、2019年4月には、泥炭採掘企業で働いていたドイツ人捕虜の埋葬地を戦後当局が放置してきたというSNSへの2010年の投稿に対しても捜査が始まった。2019年12月18日、チュヴァーシ共和国レーニンスキイ地区裁判所の陪審員団（男性1名、他は女性）は、イシュートフに、刑法242条の1（児童ポルノの配布と保管）に基づき強制労働3年半、刑法354条の1に基づき罰金15万ルーブルを科した。12月24日に共和国最高裁判所も原判決を支持し、2020年9月29日に連邦最高裁判所も判決を変更しなかった。（Idel.Реалии 2020/09/29, Cova 2019）。以前から共和国政

府を批判してきたイシュートフは、冤罪を主張している（Новая газета 2019/12/24）。

③軍事的栄光の象徴の冒瀆（3項）とされる事例

2015年8月、クラスノヤールスク地方裁判所は、公園の軍事的栄光の記念碑に鉤十字を描いた18～19才の少年3人に、60時間から110時間の義務労働を科した（Шмарасва）。2016年12月30日、ブリヤート共和国最高裁判所は、戦勝記念日にナチの制服で通りを歩き、SNSに第三帝国の紋章やヒットラーの写真を投稿した被告人に、300時間の義務労働を科した。

ところが、反政府派に本条項を選択的に適用した事例もある。2017年5月、アレクセイ・ナヴァーリヌイを支援するヴォルゴグラード支部のコーディネーター、A・ヴォールコフが「母なる祖国像」の顔と手を緑に着色した加工画像をネット上に公表した。これは、その直前に、ナヴァーリヌイが緑色のペンキを顔に浴びせられたことに対する意趣返しであった。ヴォールコフは当初刑法354条の1で起訴されたが、2017年10月23日、ヴォルゴグラード州裁判所は、より重罪の244条2項（ファシズムとの戦いに捧げられた構築物に対する冒瀆、5年以下の自由剥奪）に適用条項を変更できると判断し、事件を検察庁に差戻した。しかし、結局、2019年3月、同裁判所は、354条の1に基づき20万ルーブルの罰金に処した。同年6月、最高裁判所は、原判決を維持した（ただし本件の時効2年経過のため罰金刑の執行は免除）（Cova 2019）。

④小括

ロシア刑法354条の1は、適用数では積極的に使われているとは言えないが、その中には重大な問題を含むものがある。写真を加工した事例（プルーソフ事件、ヴォールコフ事件）、歴史に関する意見を表明した事例（ユーシュコフ事件、ルズギーン事件、ダラゴイー事件、イシュートフ事件）にも本条項が適用され、判決が出された事件のうちユーシュコフ事件以外は有罪とされた。ロシアでは、ホロコースト犠牲者数を矮小化する言論は自由に、独ソ秘密議定書の締結後に第二次世界大戦が始まったという言論は犯罪になっている。

2 行政的違法行為法20.3条

(1)条項の改正（ナチスのシンボル等の禁止、2014年11月4日制定）

1項：①ナチスの持物（アトリビュート）や象徴（シンボル）、②ナチスの持物や象徴に類似した持物や象徴、③過激主義組織の持物や象徴、④その他連邦法で禁止されている持物や象徴の宣伝または公の表示に対して、市民には1000ルーブル以上2000ルーブル以下の過料もしくは15日以下の行政拘留、公務員には1000ルーブル以上4000ルーブル以下、法人には1万ルーブル以上5万ルーブル以下の過料を科す。2項：上記の宣伝の目的での製造や販売またはその販売や宣伝の目的での購入に対して、市民には1000ルーブル以上2500ルーブル以下、公務員には2000ルーブル以上5000ルーブル以下、法人には2万ルーブル以上10万ルーブル以下の過料を科す。

行政的違法行為法20.3条の規制対象は、2001年の制定当時は、「ファシズムの持物または象徴の表示」だったが、2007年の改正で、「ナチスの持物または象徴の宣伝および公の表示」に限定された。2012年の改正で、これに「過激主義組織の持物または象徴の公の表示」が追加された。しかし、2014年の改正では、「その他連邦法で禁止されている持物または象徴」が追加され、「宣

伝および公の表示」が「宣伝または公の表示」に変更され、規制対象が大幅に拡大された。

(2)学説上の論点

①制度の概要

警察官が調書を作成し（1条2項28.3号）、地区裁判所の裁判官が審査を行う（23.1条1項）。時効は、警察官によるその行為遂行の事実の摘発の日（行政違反の調書の作成日または行政違反の手続の開始を決定する日）から3か月以内（4.5条1項）だが、3ヶ月より前の事実でも認知されていなければ、摘発が可能となる（Яворский 89）。捜査上の詳細な手続きも紹介されている（Куликов 68-69）。

②「ナチスの持物または象徴に混同する程度に類似した持物または象徴」

この概念については、「本質的に評価に関わるものである」（Анисимов 22）として批判的な意見もあるが、「裁判所は〔摘発対象物に〕付随する文脈によって判断すべき」（Павлов 141）という提言もある。前例として、2011年6月3日に、ウラジオストクのフルンゼンスキー地区裁判所が、記事に添えられた似顔絵をファシズムの宣伝ではなくそれに対する批判と認定して、通信・マスコミ監視庁²の警告を取り消した事例がある。しかし、2015年2月17日、憲法裁判所は、「ナチスの持物（象徴）等を使用することは、その起源に関係なく、大祖国戦争時代に親族が亡くなった人々に苦痛を与える可能性がある」と判断した（Определении КС РФ от 17.02.2015, № 347-О）。これに対して、「憲法裁判所の特定の法的立場が、この問題に関してさらに曖昧さを生み出した」（Кравченко 12）との批判がある。

③「宣伝または公の表示」

本条項の規制対象については、警察官と裁判官の裁量が広すぎる（Кравченко 13）という批判がある。実は、通信・マスコミ監視庁は、過激主義対抗法（2002年）の解釈をモスクワ法科大学司法鑑定講座に依頼し、同講座は、立法者の意思は「宣伝および公の表示」であり、しかも公の表示より宣伝に重点があること、宣伝目的のない公開は規制対象ではなく、歴史的、学術的等の目的では許容されるという鑑定結果を提出し、2015年4月15日に、通信・マスコミ監視庁も、これを公開していた。そこで、本条項にもこの解釈を適用し「事件の管轄をより高い資格と経験が必要とされる州レベルの裁判所に引き上げる」（Крупницкая 49）という提案もある。

④全体の評価

2014年改正は「行政法における主体の責任認定の原則を本質的に無意味にした」（Кравченко 12）という厳しい批判のほかに、軽い罪には軽い罰、重い罪には重い罰という「比例原則に裁判官が従っていた場合、司法実務は異なっていたはずである」（Бажанов 149）という指摘もある。

(3)適用事例：2014-2019（断りが無い場合はИсторияより）

本条項の適用事例についてサンプル調査した研究は見当たらない。論文や報告書で若干の問題事例が言及されているに過ぎない。この問題事例が、全体の中でどの程度の比重を占めるのかは不明であるが、たとえ少数でも人権に関わる場合、紹介に値するであろう。

表2 行政的違法行為法20.3条の司法統計

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021.1
受理件数	611	1460	2119	2068	2082	2977	2898	2259
調書不備による差戻件数	63	153	174	249	248	351	424	336
受理に対する差戻し率 (%)	10.3	10.5	8.2	12.1	11.9	11.8	14.6	14.9
審理人数	604	1450	2121	2063	2080	2974	2888	2190
行政罰を科せられた人数	468	1202	1796	1665	1652	2388	2277	1704
その比率 (%)	77.5	82.9	84.7	80.7	79.4	80.3	78.8	77.8
行政拘留	58	124	221	130	103	148	73	50
過料	410	1078	1574	1535	1549	2239	2194	1653

Данные судебной статистикиより作成、2021年は上半期。

①政治的意図のある親ナチス

2014年5月、チュヴァーシ共和国で、鉤十字に似た紋章を背にしたウクライナ・ドネツク州の「人民の知事」を名乗る者の写真を投稿した者が、1000ルーブルの過料を科せられた。2015年3月、ノヴォシビルスク市で、ナチスの旗を持つ自分の写真を投稿した者が、2000ルーブルの過料を科せられた。

②歴史への関心

2015年8月、ケーメロヴォ州で、ヒトラーの写真がある記事へのリンクを再投稿し、鉤十字のある写真を掲載した者が、1000ルーブルの過料を科せられた。同年9月、クラスノダール地方で、ユーリヤ・ウサッチは、1945年6月24日のモスクワの戦勝記念パレードで兵士らがレーニン廟に向かってナチスの旗を投げ捨てる絵画の写真を掲載したことで、1500ルーブルの過料を科せられた。同年9月、ウサッチ事件に関するビデオ「詭弁的なファシズム」を再投稿した者が、15日の行政拘留を科せられた。

③ジョークとしてのナチス

2015年3月、ブリヤート共和国で、些細な文法ミスを執拗に追求する「文法ナチ」のシンボルとしてナチスのワシに似たデザインを投稿した者が、1000ルーブルの過料を科せられた。同年11月、チェリヤビンスク市で、1945年に地球から月にナチスの子孫が脱出したという想定のコメディ映画のワンショットを掲載した者が、1000ルーブルの過料を科せられた。

④悪意のないナチス

2014年9月、ユージノ・サハリンスクで、表紙にドイツ国防軍のワシの背景画が描かれた本『国防軍の兵士』を販売していた書店の店主に対する事件が開始された。2015年2月、ブリヤート共和国ウラン・ウデ市鉄道地区裁判所は、大祖国戦争中のドイツのシチュー缶の投稿画像を禁止シンボルと認定し、5月、共和国最高裁判所は、原決定を支持した。2015年3月、スモレレンスク市で、データベースで発見した、鉤十字の旗が写っているナチス占領期の自分の家の中庭の写真をSNSに投稿した者が、1000ルーブルの過料を科せられた。2015年7月、ザバイカル地方裁判所は、パッケージに鉤十字が描かれたおもちゃを販売していた店主に行政罰を科した地区裁判所の原決定を支持した（Бажанов 149）。2019年9月、ボルゴグラード州で、大祖国戦争に関する演劇でナチス親衛隊員を演じた俳優との記念写真をSNSに投稿したサーカスのレジ係責任者

が、1000ルーブルの過料を科せられた（Cova 2019）。

⑤摘発前の自己規制

こうした事例が続くと、摘発前に自己規制する者も出てくる。2015年4月、モスクワ市では、本のカバーに鉤十字がある反ファシスト漫画『マウス』を書店主が棚から外し、カムチャツカ地方では、第二次世界大戦の展示の写真の鉤十字をステッカーで隠した（Amos）。2019年11月、サマラ州の大祖国戦争記念館の再建式典では、以前の展示物から鉤十字の部分だけが刃で削られた無残な跡も展示されていた（Cova 2019）。

⑥愛国主義者の起訴

2018年3月、クラスノヤールスク地方中央地区裁判所は、ソヴィエト諜報員がナチス親衛隊中佐を瓶で殴ろうとしている映画のワンショットの中佐の顔のある少年にすぐ替えた写真を掲載した市議会議員の事件を受理した。問題の少年は、ソ連で捕虜になり死亡したドイツ兵の話をもドイツ連邦議会での小さな集まりで話したことで、ロシアの愛国主義者たちから糾弾されていた。写真には鉤十字がはっきりと写っていたにもかかわらず、裁判所は手続きを終了させた。

⑦政治的批判としてのナチス

2015年1月、カザン市で、タタール人活動家が2枚の画像を投稿し、10日の行政拘留を科せられた。1枚目の画像は、左にロシアの集会にいるナチスたち（胸に鉤十字）、右にユーロマイダン、2枚目は、シンボル化されたウクライナが鉤十字の形で描かれたロシアを追い立てたもので、「ルーシー、家へ帰れ」というキャプションが付いていた。同年4月、サラトフ市で、ドイツ帝国旗の配色を施された手で制御される「統一ロシア」の絵の写真を掲載した者が、2000ルーブルの過料を科せられた。同年9月、ロシアのウクライナ侵略やロシアの排外主義を主張する音楽ビデオの動画を再投稿した者が、4日の行政拘留を科せられた。「西欧の選択」党ペーンザ市支部長のイヴァン・ゴロディースキイは、2016年12月にロシアのウクライナ侵略に関する一連の画像の掲載に対して7日の行政拘留を、2017年6月に鎌と槌と鉤十字が交差する挿絵とプーチンの仮面がヒトラーの顔から落ちる戯画の掲載に対して10日の行政拘留を科せられた。2017年3月、クラスノダール地方のパルナス党活動家が、2012年に掲載した、鉤十字を背景にしたプーチンとのコラージュ写真の掲載に対して、10日の行政拘留を科せられた。

2019年、オームスク地方のデザイナー（ユダヤ系）がナチスの象徴を含む動画を投稿したことに対して、4月に地区裁判所が1000ルーブルの過料を科したが、6月に上級の地方裁判所は過料を取消した。同年8月、サマラ州で、全ロシア共産党（ボ）組織委員長がプーチンとナチスの象徴の写真を掲載したことに対して、地区裁判所は1000ルーブルの過料を科したが、上級の州裁判所は手続き違反で過料を取消した（Cova 2019）。

⑧ナヴァーリヌイ支持者への弾圧

2017年7月、ウラジーミル州で、ナヴァーリヌイ選挙宣伝ボランティアが、表彰台でヒトラーとナチスの制服を着たプーチンとのコラージュ写真を掲載したことに対して、3日の行政拘留を科せられた。2018年1月、アルハーンゲリスク地方で、ナヴァーリヌイ選挙宣伝ボランティアが、1945年のモスクワの戦勝記念パレードでソ連軍兵士らがナチスの旗を地面に下げて整列している写真を掲載したことに対して、地区裁判所は1000ルーブルの過料を科した。しかし、これには抗

議があがり、2月、地方裁判所は行政責任なしとして決定を取り消した。2018年3月、プスコフ州で、ナヴァーリヌイ選挙宣伝ボランティアが2013年1月に写真を投稿したことに対して、地区内務省が調書を作成したが、地区裁判所は時効で事件の手続きを終了した。

⑨小括

行政的違法行為法20.3条が規定する取締り対象の典型は、①の確信犯的な親ナチ行為である。しかし、②から④のような偶然鉤十字が写っていただけのものも違反とされると、⑤のような滑稽な自己規制につながる。その一方で、⑥のような愛国主義者にはお咎めなしであるのに対して、⑦のような反政府的な行為や⑧のような反政府的な人物には、本条項が適用される。また、鉤十字が写っていたものには過料が科せられるだけなのに対して、ウクライナ問題やプーチン批判には過料ではなく行政拘留が科せられる。ただし、⑦や⑧の一部に見られるように、たとえわずか1000ルーブルの過料であっても泣き寝入りしない意志を持った者が、上級に不服申し立てすると、州レベルでは過料が取り消される場合が見られる。これは、州レベルの裁判官には、法的良識がある程度働いているが、地区レベルの警察官と裁判官には問題があることを伺わせるものである。2018年前半に調書の欠陥を除去するために地区裁判所から差戻された事件の数を見ると、行政的違法行為法20.1条（軽度のフーリガン）では3.5%であるのに対して、20.3条では10.2%となっている（Макеева 124）。表2の差戻率でも10%を超えており、近年は15%近くになっている。特に、本条での警察官の調書作成に問題があることを示している。

行政的違法行為法20.3条は、適用件数では頻繁に使われており、しかも適用に重大な問題があるものが見られる。これらは、結果的に表現の自由を制限することになっている。

3 司法と立法の対応

(1) 解釈の厳格化と法律の改正

最高裁判所は、行政的違法行為法20.3条の解釈について、2017年7月17日の判決で、「ナチスの象徴を含むメダルの画像の販売と公開は、それ自体が合法である」と判断していた（Постановление ВС РФ от 17.07.2017, № 5-АД17-33）。また、2018年1月10日の判決でも、「学術的研究、芸術的創造、ナチズムを非難する資料の準備、歴史的出来事の設定は無関係である」と繰り返していた（Постановление ВС РФ от 10.01.2018, № 5-АД17-109）。しかし、地区の警察官と裁判官の中には、最高裁判所の判決に反する実務が見られた。一方、この時期、欧州人権裁判所は、反過激主義関連法の適用でロシアに人権侵害があると相次いで認定していた。この対策として、ロシアでは、最高裁判所総会決定で刑法282条（民族的・人種的・宗教的な憎悪を刺激する行為）の解釈の厳格化と一部行為の非犯罪化が行われた（Постановление Пленума ВС РФ от 20.09.2018, № 32）。さらに、一度目は行政罰を、1年以内の二度目に刑事罰を科す行政先決（административная преюдиция）の制度も導入された（СЗ РФ, 2018, No.53, ст. 8445）。

記憶法の分野でも、解釈の厳格化が立法化された。ロシア舞台芸術アカデミー出身で「統一ロシア」のエレーナ・ヤムポーリスカヤの率いる下院議員グループの法案が成立し、2019年12月2日、「大祖国戦争におけるソヴィエト人民の勝利の不朽化法」6条2項に次の文言が加えられた。「こ

の条項の3項と4項の規定は、ナチズムのイデオロギーに対して否定的態度が形成される持物や象徴およびナチズムの宣伝や正当化の兆候が欠如している持物や象徴を使用する場合には、適用されない」(C3 PΦ, 2019, No.49, ст. 6980)。さらに、2020年3月1日、行政的違法行為法20.3条にも同様の注記が加えられた(C3 PΦ, 2020, No.9, ст. 1123)。

こうして、国内の法律家の良識と欧州人権裁判所の外圧によって、法律の適用実務が改善されるかに思われた。しかし、この問題をモニタリングしている人権団体「サヴァー(フクロウ)」によると、「ナチスを含む禁止されたシンボルの表示に関する行政条項の改正の採用は、その適用の範囲を大幅に縮小することも、多くのおかしな出来事を引き起こすその不当な適用の実務を止めることもできなかった」(Cova 2020)と指摘している。それどころか、愛国主義者からの反撃が続けられた。

(2)愛国主義の強化と違反への厳罰化

①法律の改正

2020年4月7日、ソビエト記念碑の取り壊しを防止するため、刑法に243条の4が追加された。戦没者墓地や記念碑等の破壊または損壊に対しては、300万ルーブル以下もしくは年収3年以下の罰金、または3年以下の矯正労働、または3年以下の自由剥奪に処せられる。この行為が集団で行われた場合、大祖国戦争の記念碑等に対する場合、暴力を行使した場合には、200万ルーブル以上500万ルーブル以下もしくは年収1年以上5年以下の罰金、または480時間以下の義務労働、または5年以下の矯正労働、または5年以下の自由剥奪に処せられる(C3 PΦ, 2020, No.15, ст. 2235)。

2020年5月29日に採択された「2025年までのロシア連邦における過激主義対策戦略」の承認に関する大統領令の第11条では、「現実の脅威は、歴史の故意の歪曲、外国でのナチズムとファシズムの考えの復活のより頻繁な事例によってもたらされる」と規定し、歴史認識を安全保障問題と位置づけている(C3 PΦ, 2020, No.22, ст. 3475)。2020年1月に提案された憲法改正案は7月1日に成立し、新設された67条の1の3項では、次のように規定された。「ロシア連邦は、祖国の防衛者を追悼し、歴史的な真実の保護を保障する。祖国防衛に関する国民の功績の意義を貶めることは、認められない」。憲法改正に合わせて、2020年7月31日、教育法が改正され、2条2項の教育の概念に、「愛国主義、市民意識、祖国の擁護者の記憶と祖国の英雄の偉業への敬意の感覚の習得を形成すること」が追加された(C3 PΦ, 2020, No.31, ст. 5063)。

さらに、2021年4月5日、愛国主義者で「統一ロシア」のイリーナ・ヤローヴァ議員が提出した法案が成立した。まず、刑法第354条の1が改正され、1項では、犯罪に「大祖国戦争の退役兵に関する故意の虚偽情報の流布」が加わり、罰金が「30万ルーブル以下」から「300万ルーブル以下」に増額され、さらに強制労働と自由剥奪に「3年以下の特定の職または特定の活動に従事する権利の剥奪」(就業権の剥奪)が付加された。2項では、犯罪に「人の集団、事前謀議に基づく人の集団、組織化された集団による行為とインターネットを利用する行為」が加えられ、罰金が「10万ルーブル以上50万ルーブル以下」から「200万ルーブル以上500万ルーブル以下」に増額され、強制労働に「5年以下の就業権の剥奪」が付加され、自由剥奪が「3年以下」から「5

年以下」に厳罰化された。3項では、犯罪に「祖国の擁護者の記憶の侮辱または大祖国戦争の退役軍人の名誉と尊厳への毀損」が加えられ、罰金が「30万ルーブル以下」から「500万ルーブル以下」に増額され、「3年以下の強制労働と3年以下の就業権の剥奪、または3年以下の自由剥奪と3年以下の就業権の剥奪」が追加された。さらに、4項が新設され、3項の行為が人の集団、事前謀議に基づく人の集団、組織化された集団によって、またはマスメディアやインターネットなどを利用して行われた場合、200万ルーブル以上500万ルーブル以下もしくは年収1年以上5年以下の罰金、または5年以下の強制労働と5年以下の就業権の剥奪、または5年以下の自由剥奪と5年以下の就業権の剥奪に処せられることになった。

同時に、行政的違法行為法13.15条も改正された。4項の犯罪に「祖国の擁護者の記憶の公の侮辱または大祖国戦争の退役軍人の名誉と尊厳への公の毀損」が加えられ、過料が「40万ルーブル以上100万ルーブル以下」から「300万ルーブル以上500万ルーブル以下」に増額された。さらに、4.1項が追加され、刑法354条の1の1項と2項の一部に相当する行為を法人が行った場合、300万ルーブル以上500万ルーブル以下の過料と行政違反の対象物の没収を科すとされた。

7月1日には、「大祖国戦争におけるソヴィエト人民の勝利の不朽化法」に、6条の1が追加された。「ソ連の指導者、ソ連の軍指揮官と軍人の目標・決定・行動を、ナチスドイツの指導者、第二次世界大戦中のナチスドイツと枢軸国の軍指揮官と軍人の目標・決定・行動と公に同一視すること、ナチスドイツの敗北におけるソビエト国民の決定的な役割とヨーロッパ諸国の解放におけるソ連の道徳的使命を否定すること」が新たに禁止された（C3 PΦ, 2021, No.27-1, cr. 5106）。また、6条で使用を禁止される対象として、「ニュルンベルク裁判の判決に基づいて有罪となった集団、組織または運動の指導者の画像」が追加された（C3 PΦ, 2021, No.27-1, cr. 5108）。

2020年以降、再び記憶法を厳罰化して愛国主義を強化する法改正が相次いだ。

②適用事例

2021年には、欧州人権裁判所で、ナチスに似た象徴を掲載したロシアの新聞に対する判決が相次いだ。5月には、2010年に通信・マスコミ監視庁から受けた警告に異議を唱える『ノーヴァヤ・ガゼータ』による申立てが認容され、7月には、行政的違法行為法20.3条に基づき1000ルーブルの過料を科せられた申立人の主張が認められた。いずれもロシア政府の敗訴となったが、国内では事情は異なっていた（Cova 2021）。

5月9日の「不滅の連隊」オンライン・アクションの一環として、ナチスと協力者の写真を「メモリバンク」のウェブサイトへアップロードしようとした事件が発生し、刑法354条の1に基づき、各地で5人が有罪判決を受けた。その他に、少なくとも5人が有罪判決を受けた。また、人権団体「サヴァー」が2021年に把握した行政的違法行為法20.3条事件では、53人が裁判にかけられ、49人に制裁が科された（25人は過料、24人は行政拘留）。特に、ナヴァーリヌイの組織が過激主義組織と認定された後、その地域組織の活動家が各選挙区の最大有力野党への投票を呼びかける「スマート投票」の資料を配布したことに対して、12件の事件が発生し、4人が行政拘留、7人が過料（1人は裁判終了）に処せられた（Cova 2021）。

以前、ロシア書店連合は、出版社と書店チェーンにナチス指導者の肖像画を表紙にした本の販売をやめ、処分することを推奨していたが、その後、適用の変更を考慮して、呼びかけを訂正し

た。10月6日、ロシア法務省は、ナチスの指導者と協力組織の画像の表示を禁止する法律の適用について、ナチズムのイデオロギーに対して否定的態度が形成される場合、ナチズムの宣伝や正当化の兆候がない場合、肖像画を使用するケースは禁止から除外されることを、改めて説明した。しかし、「サヴァー」は、裁判所が、過激資料の連邦リストにナチス指導者の肖像画が存在するという事実だけを考慮し、法務省が説明する出版物の内容を考慮しないという実務が依然として残っていると批判している（Cova 2021）。

おわりに

冒頭で紹介したクリーーラは、「長期的な視点では、法律〔刑法354条の1〕はロシアの保守主義や大統領の『歴史の利用』に役立たない」（Курилла 1）、「誰も戦争について新しい質問をしない場合、つまり公共の場で戦争が硬化した聖典と不可侵の記念碑の形でしか残っていない場合、それはアクチュアルな過去の一部であることをやめ、その意義を失う」（Курилла 4）と指摘する。長期的には記憶統制のジレンマの陥穽を突いた適切な指摘かもしれないが、短期的にはこの法律のせいで犠牲者が出る。ロシアでは、行政的違法行為法20.3条が、ナチズムの宣伝を規制するだけでなく、宣伝の意図がなくても鉤十字が含まれているだけの画像も規制し、時にはそれを口実に反政府的な言論や組織を抑圧する道具となっている。刑法354条の1でも、ナチズムの犯罪の否定や称賛を規制するだけでなく、ソ連の開戦責任やソ連軍指導者を批判する言論が犯罪視され、歴史に関する自由な議論を妨げている。

この原因を警察官や裁判官などの法適用官の法意識に求める見解がある。クラーフチェンコは、法適用官の資格レベルが低く、専門的な訓練不足のために、権利規範をその体系的な関係で正確に解釈し、立法上の意味を特定することができないこと、このため法適用官社会の価値論的な基盤に歪みが生じていることを指摘する（Кравченко 14）。

他方で、この原因を立法者の意図に求める見解もある。コーボソフによると、西欧の記憶法は反ファシズム、反人種主義から生まれたが、一部の東欧の記憶法は反共産主義から生まれた（コーボソフ 33）。過去の犯罪に対する各国民国家の悔恨を表明する西欧法とは異なって、一部の東欧法は自国民をもっぱら犠牲者と見なし、過去の犯罪の責任のすべてを隣国（ソ連＝ロシア）になすりつけるため、「大祖国戦争」を擁護するロシア政権との間で記憶紛争が巻き起こる（コーボソフ 36-37）。ロシア法を東欧法の極端な事例の一つと位置づけるコーボソフによると、両者に共通するのは、記憶を強固なナショナリズムと結びつけていることである³。ナショナリズムを克服しようとする西欧の記憶法とは異なり、ロシアを含む東欧は、国民的な語りを擁護するために記憶法を利用する（コーボソフ 42）。西欧では、記憶法の最初の試みが左派政治勢力と結びついていた（コーボソフ 41）が、東欧の一部では、ナショナリストやポピュリストこそが記憶政治の道具として立法を利用する（コーボソフ 42）。西欧の記憶法は国家犯罪の犠牲者の記憶を擁護するのに対して、一部の東欧の記憶法はナチや共産主義の犯罪への自国民の加担を覆い隠すことさえあるのである（Koposov 206）。

このような西欧と東欧の記憶法の違いを、ホロコーストの犠牲者の尊厳を中心パラダイムに据

える「自己帰責的な (self-incipatory) 記憶法」と、国民国家と国家の多数派の犠牲者性を強化する「自己弁明的な (self-exculpatory) 記憶法」と対比する見解がある (Belavusau:2021 96-97)⁴。あるいは、既存の社会的タブーを成文化した「規制的な (proscriptive)」ものと、国民のアイデンティティを強化する手段として過去に関する公式に認可された方法を強制する「指令的な (prescriptive)」ものと表現する者もある (Soroka 158-159)。いずれにせよ、東欧の記憶法を利用するのに積極的なのは、ポピュリストやナショナリストの強硬派である (Soroka 170)。このため、ロシアでは、記憶法を使って、一方で隣国と記憶紛争を続けながら、他方で自国の異論派を抑圧することになるのである。

【追記】 クリミア併合後の2014年10月、プーチン大統領はセルビアの「ポリティカ」紙のインタビューに次のように答えていた。「残念ながら、ニュルンベルク裁判で開発されたナチス・ウイルスに対する『ワクチン』は、欧州のいくつかの国で効力を失っている。…この点で特に懸念されるのは、反憲法クーデターが起こったウクライナの状況であり、その原動力はナショナリストや他の急進的なグループだった」(<http://www.interfax.ru/world/401833>)。2022年2月24日、ロシア軍はウクライナへの全面的な侵略を開始した。この戦争を決定したプーチン大統領は、「ウクライナの非軍国主義化と非ナチ化」を軍事作戦の目的として挙げている。ロシアでは、民衆の多大な犠牲で贖われた「非ナチ化」という言葉が、自国の人間の自由を制限したり、隣国の主権を蹂躪する口実に悪用されている。兄弟殺しに手を染めたプーチン政権の原罪は、いったい何によって贖えるのであろうか。(2022.2.28)

参考文献

- 以下に特別の断りがあるもの以外は、本文中に（著者の姓 頁数）で出典を示す。
- コーボソフ、ニコライ（橋本伸也訳）「フランス・ヴィールスーヨーロッパにおける刑事立法と記憶の政治－」『思想』1157号、2020年。
- 林志弦（金京媛訳）「犠牲者意識の民族主義」『立命館言語文化研究』20巻3号、2009年。
- イム・ジヒョン（林志弦）（原佑介訳）「グローバルな記憶空間と犠牲者意識－ホロコースト、植民地主義ジェノサイド、スターリニズム・テロの記憶はどのように出会うのか－」『思想』1116号、2017年。
- Amos, H., Russia Steps Up War on Nazi Imagery, The Moscow Times, May 14, 2015.
- Belavusau, U., A. Gliszczyńska-Grabias, Epilogue: Mnemonic Constitutionalism in Central and Eastern Europe, European Papers, Vol. 5, No 1, 2020.
- Belavusau, U., A. Gliszczyńska-Grabias, M. Mälksoo, Memory Laws and Memory Wars in Poland, Russia and Ukraine, Jahrbuch des öffentlichen Rechts, 69, 2021.
- Koposov, N., The 2014 Russian memory law in European context, Anton Weiss-Wendt & Nanci Adler (eds.), The Future of the Soviet Past, Indiana U. P., 2021.
- Soroka, G., F. Krawatzek, Nationalism, Democracy and Memory Laws, Journal of Democracy, 30(2), 2019.

Весьма <https://vesma.today> (年/月/日)

Гаганов А. А., Пересмотра истории не будет, Центра Сулакшина, 19 Мая 2014.

Дамаскин О. В., В. В. Красинский, Информационное противодействие фальсификации истории и реабилитации нацизма, Государство и право, No. 6, 2021.

Данные судебной статистики. <http://www.cdep.ru/index.php?id=79>

Иванов: А. Г. Кибальник, А. Ю. Иванов, Реабилитация нацизма как преступление против мира и безопасности человечества, М., 2019.

Idel.Реалии <https://www.idelreal.org> (年/月/日)

История под запретом, победобесие. <https://pobedobesie.info/istorija-pod-zapretom/>

Калих А., Пермская антисемитская кампания и дело об отрицании Холокоста, Звезда, 3 декабря 2020. <https://zvzda.ru/columns/d2367d6b5ea7>

Капинус О.С., В.В. Меркурьев (Под.ред.), Комментарий к Уголовному кодексу Российской Федерации, М., 2019.

Курилла И., Закон о «реабилитации нацизма»: Его смысл и ожидаемые последствия, ПОНАРС Евразия, Аналитическая записка No 331, Август 2014.

https://www.ponarseurasia.org/wp-content/uploads/attachments/Pepm_331_rus_Kurilla_August2014.pdf

Курилова А., Реабилитацию нацизма оправдали, Коммерсантъ, 29.11.2018.

Новая газета <https://novayagazeta.ru> (年/月/日)

СЗ РФ: Собрание законодательства Российской Федерации (年/号/法令番号)

Сова <https://www.sova-center.ru/misuse/publications/> (年次報告書の年次)

Шмараева Е., Отрицание отрицателей, Медиазона, 25 апреля 2017.

以下の法律論文は、次のサイトで閲覧できる。 <https://cyberleninka.ru>

Анисимов Р. Ю., Деятельность органов внутренних дел (полиции) по противодействию экстремизму в ходе подготовки и проведении публичных мероприятий, Пробелы в российском законодательстве, Юридический журнал, No. 3, 2016.

Бажанов А. А., Проблемы реализации принципа соразмерности в судебной практике, Труды Института государства и права РАН, Том 13, No. 6, 2018.

Ветошкина Е. Д., Отрицание Холокоста, Lex Russica, Том 73, No. 11, 2020.

Дяченко А. В., Обоснованность криминализации реабилитации нацизма в свете ограничения права на свободу слова, Вопросы российской юстиции, No. 9, 2020.

Егорова Н. А., Реабилитация нацизма, Криминологический журнал Байкальского государственного университета экономики и права, Т. 9, No. 3, 2015.

Кравченко А. Г., Деформации правовой ментальности в административной правоприменительной политике государства, Административное и муниципальное право, No. 1, 2019.

Крупницкая В. И., И. В. Розумань, Некоторые аспекты уголовной политики государства по противодействию экстремизму на современном этапе, Сибирское юридическое обозрение, No. 4,

2016.

- Куликов А. Г., К вопросу совершенствования оперативно-розыскной деятельности по противодействию экстремизму в сети Интернет, Криминалистика: вчера, сегодня, завтра, Т. 18, No. 2, 2021.
- Левандовская М. Г., Реабилитация нацизма как преступление, Вестник Университета имени О. Е. Кутафина, No. 12, 2018.
- Макеева И. А., А. С. Барабаш, Деятельность органов внутренних дел по привлечению к административной ответственности за правонарушения экстремистского характера, Вестник Уральского юридического института МВД России, No. 4, 2019.
- Мусаев С. И., Социальная обусловленность введения уголовной ответственности за реабилитацию нацизма, Colloquium-journal, No. 5, 2020.
- Павлов А.Н., Свастика-символ под запретом, Законность и правопорядок в современном обществе, No.10, 2012.
- Пестерева Ю. С., П. В. Пошелов, И. Г. Рагозина, Е. И. Чекмезова, Уголовно-правовая характеристика способов обмена информацией в социальных сетях на примере статей 148, 282, 354.1 УК РФ, Вестник Томского государственного университета, Право, No. 35, 2020.
- Рыжов П. С., Уголовная ответственность за проявления фашизма и нацизма в Российской Федерации, Пробелы в российском законодательстве, Юридический журнал, No. 3, 2018.
- Яворский М. А., Противодействие административно наказуемому экстремизму в пенитенциарной системе России, Вестник Самарского юридического института, Номер 1, 2017.

注

- (1) 強制労働 (принудительная работа) は中軽犯罪または初めての重犯罪の実行者に自由剥奪の代替手段として指定場所で労働させ一定額を国庫に納入する刑罰 (刑法53条の1、2011年11月追加)、義務労働 (обязательная работа) は指定された労働を余暇に無償で奉仕する刑罰、矯正労働 (исправительная работа) は勤務先または住所地で勤務でき一定額を国庫に納入する刑罰である。
- (2) 「通信・情報技術・マスコミュニケーション分野における連邦監視庁 (Роскомнадзор)」は、ソ連時代の事前検閲機関である「出版における国家機密保護総管理局 (Главлит)」を起源に、1990年に出版の自由を保護する「出版・大量情報自由保護国家検査機関」に改変され、2008年に印刷・放送・通信メディアを監視する機関に再編成された。
- (3) 林志弦 (イム・ジヒョン) はこれを「犠牲者意識の民族主義 (victimhood nationalism)」と呼んでいる (林 60; イム 70-71)。
- (4) 同じ著者たちは、ジェノサイドの否定主義に対する措置と記憶制定法を持つだけでなく、それを超越して法的統治を憲法レベルにまで引き上げることを「記憶想起立憲主義 (mnemonic constitutionalism)」と呼んでいる (Belavusau:2020 1235)。